	製造等の禁止	製造の許可	表示等	文書の交付等	化学物質の有害性の調査
対象	重度の健康障害を生ずる物	重度の健康障害を生ずるおそれのある物	①危険を生じるおそれのある物 ②健康障害を生ずるおそれのある物 ③製造許可物質	危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物又は製造許可物質	化学物質による健康障害防止
対象物質	黄りんマッチ ベンジジン等	ジクロルベンジジン等	①爆発性・発火性・引火性の物 ②ベンゼン等	通知対象物	新規化学物質
行為	製造、輸入、譲渡、提供、使用	製造	容器に入れ、又は包装して譲渡、提供	譲渡、提供	製造、輸入
原則	禁止	あらかじめ大臣の許可	容器又は包装に次の事項を表示 【表示及び文書記載項目】 1.名称 2.成分 3.人体に及ぼす作用 4.貯蔵又は取扱い上の注意 5.表示する者の氏名・住所・電話番号 6.注意喚起語、安全性及び反応性 7.労働者に注意を喚起するための標章で大臣が定めるもの	文書の交付等により次の事項を通知 【文書の交付及び通知項目】 1.名称 2.成分及びその含有量 3.物理的及び化学的性質 4.人体に及ぼす作用 5.貯蔵又は取扱い上の注意 6.流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置 7.通知を行う者の氏名・住所・電話番号 8.危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性 9.適用される法令、その他参考となる事項	①大臣の定める基準に従って有害性の調査 ②大臣に届出 【届出項目】 1.新規化学物質の名称 2.有害性の調査の結果　等
例外	試験研究のため製造、輸入、使用する場合であって、次の要件に該当するときは、この限りではない。 ①あらかじめ労働局長の許可を受けること ②大臣が定める基準に従って製造、使用すること ※譲渡・提供に例外はない		主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない	主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない	1.労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の大臣の確認を受けたとき 2.省令で定める有害性がない旨の大臣の確認を受けたとき 3.試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき 4.主として一般消費者の生活の用に供される製品として輸入されるとき 5.新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者が、一の事業場における1年間の製造量又は輸入量が100キログラム以下である旨の大臣の確認を受けたとき
その他		大臣は、許可の申請があった場合は、その申請を審査し、製造設備、作業方法が大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない	継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない（パイプラインやタンクローリーによる輸送等）	通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付等により、変更後の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない（努力規定）	大臣の確認を受けようとする場合は、製造又は輸入する日の30日前までに申請書を大臣に提出しなければならない

SAMPLE